

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前							改 正 後						
(前 略)							附 則 (令和7年達示第69号) 1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。 2 改正後の別表第3の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている大学院人間・環境学研究科の講師の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。						
別表第3							別表第3						
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)							(同 左)						
大学院 人間・環境学研究科	大学院 人間・環境学研究科	人間・環境学研究科 若手重点戦略プロジェクト	講師	6年	否		大学院 人間・環境学研究科	大学院 人間・環境学研究科	人間・環境学研究科 若手重点戦略プロジェクト	講師	7年	否	
(略)							(同 左)						
別紙様式 (略)							別紙様式 (同 左)						